

千葉県教育委員会会議議事録

令和2年度第8回会議（定例会）

1 期 日 令和2年11月18日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時42分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 井出 元
佐藤 眞理
岡本 毅
貞廣 齋子
花岡 伸和

3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子
企画管理部
企画管理部 長 藤谷 誠
企画管理部 次長 長谷川 聡
教育総務課 長 浅尾 智康
企画管理部副参事兼教育総務課
人事給与室 長 吉本 明広
財 務 課 長 榊田 善啓

教育振興部
教 育 振 興 部 長 中村 敏行
学 校 危 機 管 理 監 望月 賢二
教 育 振 興 部 次 長 萬谷 至康
生 涯 学 習 課 長 大森けい子
児 童 生 徒 課 長 山下秋一郎
教 職 員 課 長 酒井 昌史
教 育 振 興 部 副 参 事 富田 浩明

企画管理部
教育総務課人事給与室給与制度班 長 溝江 隆
同 主 査 深見有希子
教育政策課主幹兼教育広報室 長 金井 一喜
財 務 課 予 算 副 主 査 矢野 亮平
同 副 主 査 小原 慶太

教育振興部
生 涯 学 習 課 副 課 長 藤田 豊
同 主幹兼社会教育振興室 長 鉄井 修一
同 社会教育振興室社会教育主事 二瓶 延行
児童生徒課主幹兼生徒指導・いじめ対策室 長 伊澤 浩二
同 指 導 主 事 川口 直人
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 増田武一郎
同 主 席 管 理 主 事 大矢 孝之

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長 渡邊 尚久

同 副主幹 山口 聖剛

同 主査 齋藤 智史

同 副主査 稲田 敏志

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 貞廣 齋子 委員

6 令和2年度第7回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第50号議案から第53号議案の議案4件と第7号報告の報告議案1件、報告1の報告1件である。第51号議案は教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第52号議案及び第53号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第50号議案 少年自然の家管理規則の一部を改正する規則の制定について

【生涯学習課長】

議案資料1-1ページを御覧いただきたい。本議案は、「少年自然の家管理規則の一部を改正する規則」の制定について御審議いただくものである。

1「改正概要」について、「少年自然の家管理規則」の一部を改正し、「青少年自然の家管理規則」とするとともに、「青年の家管理規則」を廃止するものである。次に、2「改正理由」についてであるが、令和2年5月に千葉県教育委員会が策定した県立青少年教育施設の再編構想に基づき、令和2年9月定例県議会において「教育機関設置条例の一部を改正する条例」が制定された。これにより、現行の「少年自然の家」と「青年の家」が、令和3年4月1日から「青少年自然の家」に変更され、これに伴い関連する管理規則についても所要の改正を行う。

3の「改正内容」についてであるが、「少年自然の家管理規則」の一部を改正し、題名等の「少年」を「青少年」に改める。また、「第四条」の「利用者の範囲」を「利用できる者の範囲」と変更し、内容を改正案のとおり改める。今後の青少年教育施設は、少年、青年の区別なく幅広い年齢層の利用者を受け入れていこうとしているため、学校やスポーツ少年団等、「青少年」を第一号、「青少年教育指導者」を第二号の対象とし、その他、青少年以外の「生涯学習に資する事業を行う団体に属する者等、指定管理者が特に認めた者」を第三号として、施設を利用できる者とした。なお、「青年の家管理規則」は廃止する。施行期日は、令和3年4月1日となる。

【澤川教育長】

今回の規則改正は、少年自然の家管理規則と青年の家管理規則を一本化するものである。基は条例改正において9月県議会で定まっておられ、それを機械的におろしていくものだが、唯一実質的な意味を持つのが、第4条の利用者の範囲である。現行の少年自然の家の利用者に係る規定と現行の青年の家の利用者に係る規定が、改正案でどのように変わっていくのか。少年と青年が一本化された後、利用者の範囲が大きくなるのか、狭まるのかについて教えてほしい。

【生涯学習課長】

青年の家管理規則には、利用者の範囲がもともとない。そのため、現行の少年自然の家管理規則を基にしており、利用者の範囲については、少年に加え青年まで広げていくという考えである。

【澤川教育長】

これまで利用していた範囲に影響が出るのか。

【生涯学習課長】

これまでも青年の家を少年が利用していたり、少年自然の家を青年が利用したりしていたが、さらに幅が広がるものと考えている。これまでの利用の仕方に支障が出るということはない。

【澤川教育長】

利用者の範囲は変わらないが、今回の管理規則の改正で、主にどんな人に利用していただくかという趣旨を明確にしたという解釈でよろしいか。

【生涯学習課長】

そのとおりである。

【井出教育長職務代理人】

改正案の「十八歳以上の者」の内容について教えてほしい。

【生涯学習課長】

これまで引率者は「十八歳以上の指導者」になっていたが、「十八歳以上の者」ということで幅を広げた。十八歳以上の者とは、高等学校の生徒及びこれに相当する者として、知事が定める者、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校、職業開発能力校等の生徒も含む。

【澤川教育長】

今までは、青年の家には特に規定がなかったが、少年自然の家にあった規定を有効にマッチさせていくということだと思う。

【佐藤委員】

「その他生涯学習に資する事業を行う」ということだが、老人だけで集まって利用するというのもよいのか。

【生涯学習課長】

可能である。

【岡本委員】

現行の第四条第二項の「前項第一号又は第二号に該当する者」は十八歳未満ではないが、改正案では「十八歳未満の者」に変わっているがその理由は。また、少年の定義は何か。

【生涯学習課長】

少年、青年の定義はきちんと決まったものはない。少年については義務教育の十五歳までと扱っているものもあるし、青年については十八歳から二十歳までなどいろいろある。それを今回幅広く「青少年」という形にまとめた。

【岡本委員】

現行の第四条第二項の「前項第一号又は第二号に該当する者」は十五歳以下と考えられるが、改正案では「十八歳未満の者」に変わっているがその理由は。

【生涯学習課長】

青少年と広くとらえているので、中には十八歳未満の者も含まれている。そういう方が利用する場合には、十八歳以上の引率者が必要ということである。

【岡本委員】

少年に加えて十五歳以上の青年が入ったので第二項がこのようになった。引率を必要とするのは十八歳未満の者になったという理解でよろしいか。

【生涯学習課副課長】

現行の第四条第二項の「少年団体の構成員」については、全員が十五歳以下とは考えていない。そこで、改正案第二号では「十八歳未満の者」としている。

【澤川教育長】

昔は少年の定義というのはあやふやで、統計によってもいろいろな形をとるものがあった。第一号の「義務教育諸学校」の場合は年齢が規定されるが、第二号の「少年団体」といった場合、どのあたりまで入るのかはかなりあやふやで、団体によっては十五歳、十八歳のように、必ずしも統一したものはなかった。今回は、青少年という形で一本化して、年齢の区別というのがなくなったので、実質的な必要性に合わせて十八歳という形で整理した。

【澤川教育長】

第50号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第50号議案は、原案どおり可決する。

第7号報告 教育委員会所管に係る令和2年度12月補正予算案について

議案4ページを御覧いただきたい。本件は、12月補正予算案を知事が議会に提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年11月10日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議で御審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、5ページのとおり、11月12日に知事に対して、本委員会として異議ない旨、回答したことを報告するものである。

議案資料4-1ページを御覧いただきたい。教育委員会所管に係る12月補正予算は、繰越明許費と債務負担行為の設定のみである。1の繰越明許費を御覧いただきたい。設定額は8,104万5千円で、第11款第4項「高等学校施設整備事業」では、船橋二和高校のプール解体工事について家屋調査に時間を要するため、第7項「国際総合水泳場施設整備事業」では、非常用発電機の改修について入札不調のため、それぞれ年度内に終了しない見込みとなったため繰越明許費を設定するものである。2の債務負担行為を御覧いただきたい。設定額は29億1,900万円で、県立学校において、夏季休業中に騒音を伴う工事を集中的に実施するほか、老朽化している現代産業科学館の空調設備の改修を行う。また、本年度で指定管理期間が終了する青少年教育施設5施設について、令和3年度以降の指定管理者を指定するに当たり、それぞれ債務負担行為を設定するものである。

【澤川教育長】

繰越明許は、現在工事中や契約中のものが後ろにずれてしまうということで、債務負担行為は、将来に向けて円滑に工事を進めるために複数年度という形にする、という理解でよいか。

【財務課長】

繰越明許については、現在契約中のものや入札不調により契約されていないものもあるが、今年度予定していたものが来年度に延長されるため、繰越明許費を設定するものである。
債務負担行為については、来年度予定しているものを前倒して、例えば、現代産業科学館の空調については、来年度の夏にまでに執行できるように債務負担行為を設定するものである。

報告 1 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要について

【児童生徒課長】

令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の概要及び対策等について説明する。報告資料 1 ページを御覧いただきたい。この調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的として、文部科学省により毎年実施されている。1、主な調査項目は、「暴力行為」「いじめ」「不登校」「高等学校の中途退学」「自殺」となっている。2、調査対象は、国公立小・中・高・特別支援学校であり、3、調査対象期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までである。

4、調査結果の概要のうち、暴力行為について説明する。(1)①の表を御覧いただきたい。県内公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は 5, 123 件であり、前年度より 751 件増加した。児童生徒 1, 000 人当たりの発生件数は、全国が 6.1 件、千葉県公立学校が 9.1 件となっている。②の表を御覧いただきたい。校種別発生件数であるが、小学校は 3, 378 件で前年度より 817 件増加、中学校は 1, 526 件で 51 件減少、高等学校は 219 件で 15 件減少している。小学校での暴力行為の増加については、例えば、児童同士のけんかにおいて、少しでも手が出た場合は、軽微であっても暴力行為として計上するよう求めており、これが増加につながった一因であると考えている。また、教員やスクールカウンセラー等からは、感情をうまくコントロールできない子供が増えているように感じるとの指摘も上がっている。③対策等であるが、これらの状況を鑑み、小学校入学段階からの指導を充実させるため、(エ) 小学校と幼稚園等の連携を強化することや(カ) 心理の専門家等の助言を得ながら暴力行為防止のための指導用リーフレットを作成することなどに取り組んでいく。

続いて、いじめについて、2 ページ(2)①の表を御覧いただきたい。本県公立学校のいじめ認知件数は 52, 067 件で、前年度より 12, 585 件増加した。いじめの態様については、すべての校種において「冷やかしかからかい、悪口等」がもっとも多くなっている。②の表を御覧いただきたい。校種別認知件数であるが、小学校は 42, 775 件で前年度より 11, 134 件増加、中学校は 7, 994 件で 1, 096 件増加、高等学校は 956 件で 193 件増加、特別支援学校は 342 件で 162 件増加している。県教育委員会では、研修等を通じ、各学校にいじめの芽もいじめであるとして定義に基づく正確な認知を求めているところであり、これが認知件数の増加につながった大きな要因と考えている。③対策等として、従来の取組に加え、昨年度から実施している(ケ) 県弁護士会と連携したスクールロイヤー活用事業による教職員研修や児童生徒への出前授業等も充実させ、今後も、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応に努めていく。

次に、不登校について、3 ページ(3)①の表を御覧いただきたい。不登校児童生徒数について、小学校は 2, 352 人で前年度より 336 人増加、中学校は 5, 149 人で 49 人増加、高等学校は 2, 381 人で 274 人減少している。不登校の要因としては、小・中・高等学校とも「無気力、不安」が最も多くなっている。小学校での増加について、教員からは、保護者の不登校に対する考え方が、何としても学校に行かせようとするところから、状況に応じて休養も必要であるとの考え方に少しずつ変化してきたことが影響しているのではないかと指摘が上がっている。不登校児童生徒一人一人の社会的自立への支援として、②にあるように、(ア) スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実や、(キ) 心理や福祉の専門家等から成る不登校児童生徒支援チームの各学校でのケース会議への派遣などに取り組んでいく。また、(ク) にあるように支援に関する情報を積極的に発信し、不登校児童生徒とその保護者がだれ

にも相談できず悩みを抱えるといったことがないように努めていく。

次に、高等学校の中途退学について、(4) ①の表を御覧いただきたい。高等学校の中途退学者数は972人で、前年度より381人減少している。中途退学の理由は、「もともと高校生活に熱意がない」が最も多く、全体の21.8%となっている。①対策等として、(ア)中学生の高校一日体験入学の充実や、(イ)スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実等に取り組んでいく。

最後に、自殺について、4ページ(5) ①の表を御覧いただきたい。本県公立小・中・高等学校における自殺者数は、小学生が1人、中学生が3人、高校生が9人の合計13人で、前年度より9人減少している。②対策等として、(ウ)自分のストレスに気づき、信頼できる大人に相談することなどについて学ぶSOSの出し方に関する教育の充実や、(オ)SNSを活用した相談事業の充実などにより、自殺の防止に向けた取組を推進していく。

【岡本委員】

不登校と中途退学の件数が両方減っていることについて、どのように考えているか。

【児童生徒課長】

高等学校の中途退学については、明確な理由は明らかになっていない。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して対応してきた地道な取組が減少につながっているのではないかと分析している。

【佐藤委員】

小学校の暴力行為が増加しているが、学年ごとのばらつきはあるか。小学校と幼稚園等の連携はどうか。

【児童生徒課長】

暴力行為については、主に小学校の低学年で増加している。小学校と幼稚園等の連携については、これまでも子供同士の交流や職員同士の情報交換など丁寧に積み上げていることが聞き取りで上がってきている。引き続き、職員間の情報共有や子供が小学校に上がった時にギャップを感じないような取組を続けていくことが必要である。

【佐藤委員】

保護者が無理に学校に登校させたり、学校が合わなかったら休ませたりすることに対する学校の考えはどうか。

【児童生徒課長】

以前だと強い登校刺激を加えて学校に戻すといったことも多かったが、令和元年10月に不登校児童生徒へ支援の在り方について通知が出され、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自分の進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すといった考え方に変わってきている。様々な教育機関を利用して、その児童生徒の状況にあった環境で自立を目指すということが浸透してきていると考えている。

【佐藤委員】

担任をしている先生方が不登校の対応について迷っているのではないかと感じるが、基本的な考え方としては、通知のとおりで、方法が変わってきているということでしょうか。

【児童生徒課長】

令和元年10月に通知したもので個々の教員まで浸透するのに時間がかかっているが、その方向で動いている。

【貞廣委員】

千葉県内の学校では、昨年ICTを活用し出席扱いにしたものはどのくらいあるのか。

【児童生徒課長】

ICTを活用した学習について、本調査では自宅における学習を指導要録上出席扱いにした児童生徒は、小学校で12人、中学校で25人といったデータがある。

【貞廣委員】

SNSの相談事業がどのくらい手厚く子供たちの相談のサポートをしているのか。また、相談員の数はどのくらい配置しているのか。

【児童生徒課長】

本年度は、4月20日から3月28日を実施期間として、週2日、17時から21時まで窓口を開設して対応している。11月1日現在で登録した生徒数は3,509人、相談受付件数は3,159件である。主な相談内容は、「心身の健康」「友人関係」「学業進路」「家庭環境」であり、相談員は平均約5名で対応している。

【貞廣委員】

ICTを活用し出席扱いにした学校は地域によって偏りがあるのか。

【児童生徒課長】

市町村別には、公開していない。

【貞廣委員】

休校措置が長かったので不登校や退学について例年との比較は難しいだろうが、高等学校では、不登校等多様な生徒の状況にどのように対応しているか。

【澤川教育長】

多様な生徒の状況に対応するため、三部制定時制や通信制などの学びの機会を用意している。

【花岡委員】

いじめの加害側の保護者は、自分の子供がいじめを行っていることをどれだけ認知しているのか疑問である。加害者側の認識も重要であると考えますが、どのような対策を考えているか。

【児童生徒課長】

家庭には、いじめに対する理解を深めてもらうために、毎年保護者向けのリーフレットを作成して、小学校1年生の保護者に配付している。学校からは、各学校のHPにいじめ防止基本方針を公表するよう周知し、県内すべての学校で掲載している。また、多くの学校が年度初めの学校便り等にその旨を周知している。

【花岡委員】

加害児童生徒がなぜ加害しているのかを見ていかないと、いじめはいつまでたってもなくならないと感じているので、手厚く対応をしていただきたい。

報告1は終了

委員報告 柏市立大津ケ丘第一小学校へのオンラインによる視察について

【佐藤委員】

新型コロナウイルス感染症に関する学校現場の対応状況の把握、ウェブを活用した学校内での取組状況を把握することを目的として、11月4日に柏市立大津ケ丘第一小学校を教育委員

全員でオンラインによる視察をした。開始前の準備段階から、教室での児童の元気な様子が伝わってきた。校長先生、教頭先生から、学校紹介、ICTの実践と活用による休校中やその後の授業再開における工夫などの説明をしていただいた。同校では、対面の授業とオンラインのハイブリッド型授業を行っており、子供たちの集中力の持続に合わせて、オンライン授業の内容を5分程度にまとめて使用しているとのことであった。また、保護者の授業参観と懇談会もオンラインで行い、参加者が増えたということ、ICT環境が整わずに参加できない家庭は、約3%いるとの説明があった。オンラインで行う際の機械上のトラブルについては、周りの教員がすぐにサポートすることで、それぞれの職員のスキルアップにつながったという報告があり、校長先生は、ICT活用のため、どのように環境づくりをしていくかが、今後の課題として残っていると話していた。

委員報告 1000か所ミニ集会について（県立九十九里高等学校）

【井出教育長職務代理者】

11月6日に県立九十九里高等学校で行われた、1000か所ミニ集会に参加した。今年度初めての現地視察であった。現地を訪れて見るということがいかに大切かということを実感した。九十九里高等学校は小規模の学校であり、4月から11月にかけての現況報告があった。コロナ禍の中で、学校行事を工夫しながら行っている実態、健康管理について、いかに周到に準備をして行っているかが分かった。英語、国語、情報の授業を参観した。人数が少ないこともあるのかもしれないが、非常に活発な授業が行われていた。先生の指導の仕方もよく、非常によい教育環境にあると感じた。

続いて、学校運営協議会を参観した。そこには、副町長が出席されており、行政側からのコロナ禍における地域連携について提案があった。印象的だったのは、九十九里町商工会の会長が、子供たちを受け入れることに非常に積極的であり、多くの生徒が卒業後に地元企業に就職しているようであり、地域に根差した連携が行われていると感じた。城西国際大学の教授も参加されており、生徒の進路指導や様々な支援に積極的に関わっていた。地域にある様々な企業や大学を活用しながら地域連携を行っていることが理解できた。

今回は、コロナ禍の中で教員や生徒たちが、どのような気持ちでいるのかを聞く機会がなかった。しかし、教員や生徒たちが相当な負担を感じていることは、実感することができた。それに対して、我々がきめ細かく対応することが必要であることを感じた。教育現場の実情は学校によってかなり差があると思う。今回視察した九十九里高等学校は、更にきめ細かい対応が必要な印象を受け、情報教育に関して、タブレット一つとっても、不十分だと感じた。これから対策を考える時には、何かを一律に行うのではなく、その学校に見合った支援が必要になると実感した。各学校によって、必要なものは異なると思う。それを把握する必要がある。

委員報告 県立袖ヶ浦特別支援学校の視察について

【花岡委員】

11月11日に県立袖ヶ浦特別支援学校を視察した。広い校内を丁寧に説明していただいた。コロナ対策、周辺施設との連携について話を伺った。医療的ケアの必要な児童生徒から、身辺自立をして大学進学を考えられる生徒まで、多様で幅広い特徴を持った子供たちで構成されていた。「個別最適」をテーマに、先生方一人一人が、様々な工夫で児童生徒の学びを実現されていた。そのことに頭が下がる思いであった。

学校の周辺にあるリハビリテーションセンター、医療、養育の連携が取れる恵まれた環境になっていた。医療的ケアの必要な児童生徒に対する看護師は、確保が非常に難しく、病院からの派遣ではなく、学校独自に雇用されていた。看護師の安定的な確保は容易ではなく、大きな課題である。

社会的には、障害を持った全ての人たちが役割を持って生活ができる世の中にはなっていないと思っている。障害の種類や程度にかかわらず、それぞれの児童生徒がそれぞれの可能性を

最大限に生かし、その経験が社会生活につながる、そういった学校生活を実現してほしい。

I C Tの導入について、教育のデジタルトランスフォーメーションがどのように活用されていくか、普通の学校と特別支援学校では異なってよいのではないかと考えている。I C Tを使うことで、彼らの学びだけではなく、卒業後の就労にもつながる可能性が大きく広がると思う。しかしながら、袖ヶ浦特別支援学校では、I C T環境は十分ではなかった。視察した袖ヶ浦特別支援学校だけではなく、ハード面での環境整備が各学校の課題であることを感じた。ただし、I C T環境も大事ではあるが、あわせて、実生活上での社会とのつながり、他者とのつながりを生徒や先生方が持てるような施策を県として推進していく必要があると強く感じた。

委員報告は終了

<傍聴・報道 退出>

第 5 1 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

【企画管理部副参事兼教育総務課人事給与室長】

本議案は、知事が議会に条例案を提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、本教育委員会に意見を求めてきたことから、その内容について異議がないものと回答してよろしいか審議いただくものである。

議案資料の 8 - 1 ページを御覧いただきたい。1 の改正理由であるが、県人事委員会においては、本年も民間給与について調査を行った上で、民間給与との均衡を図るため、去る 1 0 月 1 4 日に、知事及び県議会議長に対し、期末手当の支給月数について、0 . 0 5 月分引き下げるとの勧告を行っている。その勧告に基づき、期末手当の改定を行うものである。2 の改正内容であるが、一つ目は一般職員の期末手当について、人事委員会の勧告のとおり年間の支給月数を 0 . 0 5 月分引き下げる。勤勉手当を含めた年間の支給月数は現行の 4 . 5 月分から 4 . 4 5 月分となる。二つ目は非常勤職員である会計年度任用職員の期末手当について、年間の支給月数を一般職員と同様に 0 . 0 5 月分引き下げ、現行の 2 . 6 月分から 2 . 5 5 月分とするものである。3 の施行期日であるが、一般職員については令和 2 年 1 2 月 1 日、会計年度任用職員については令和 3 年 4 月 1 日となっている。

【澤川教育長】

第 5 1 号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第 5 1 号議案は、原案どおり可決する。

第 5 2 号議案 学校職員の懲戒処分について

第 5 3 号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告